

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市における脱炭素を推進するため、市内で住宅用自家消費型太陽光発電設備及び車載型蓄電池等（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置する市民に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において本市が補助金を交付することについて、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備等 住宅用自家消費型太陽光発電設備、車載型蓄電池及び普通充放電設備のことをいう。
- (2) 太陽光発電設備 住宅用自家消費型太陽光発電設備であって、太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備のことをいう。
- (3) 車載型蓄電池 前号の太陽光発電設備の付帯設備として導入する電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）（以下「電気自動車等」という。）に搭載する蓄電池のことをいう。
- (4) 普通充放電設備 本条第2号の太陽光発電設備及び前号の車載型蓄電池の付帯設備として導入する電気自動車等への充電並びに電気自動車等から住宅等への放電（給電）を行う設備のことをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年8月31日以降に、補助対象者が居住する市内の住宅又は住宅の敷地内に新たに太陽光発電設備等を導入し、発電した電力を自らが居住する住宅において使用すること
- (2) 補助対象者が属する世帯の全員がこの要綱による補助金の交付を受けていないこと
- (3) 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していないこと
- (4) 補助対象者が属する世帯の全員が八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

（補助対象設備）

第4条 補助対象設備は、令和4年3月30日付け環政計第2203303号地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の（2）交付対象事業の内容に掲げる交付要件のほか、それぞれ次の表に定める交付要件のすべてに適合するものとする。

| 補助対象設備 | 交付要件 |
|------------|---|
| ア. 太陽光発電設備 | 1. 中古設備でないこと。 2. 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。 3. 発電量を計測する機器を備えること。 4. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進 |

| | |
|------------|---|
| | <p>に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>5. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> |
| イ. 車載型蓄電池 | <p>1. 中古設備でないこと。</p> <p>2. ア. 太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること。</p> <p>3. 原則として太陽光発電設備と接続して、充電を行うものであること。</p> <p>4. 外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。</p> <p>5. 本補助金と「CEV補助金」の併用はしないこと。</p> |
| ウ. 普通充放電設備 | <p>1. 中古設備でないこと。</p> <p>2. ア. 太陽光発電設備及びイ. 車載型蓄電池で導入する設備の付帯設備であること。</p> <p>3. 原則として太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。</p> <p>4. 「CEV補助金」で交付対象となる銘柄であること。</p> |

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、次の表に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

| 補助対象経費 | 補助額 | 上限 |
|------------|----------|------|
| 太陽光発電設備導入費 | 4万円/kW | 12万円 |
| 車載型蓄電池導入費 | 2万円/kWh | 50万円 |
| 普通充放電設備導入費 | 本体価格の1/2 | 10万円 |

2 当該補助額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額を補助額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和5年8月31日から令和6年1月31日までに、市長へ申請しなければならない。ただし、第4条に定めるイ. 車載型蓄電池及びウ. 普通充放電設備の補助を受ける者に関しては、令和5年10月31日までに市長へ申請しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図（位置図）

- (3) 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等、設備仕様が確認できる書類
- (4) 申請者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのものは1点。公的機関発行の健康保険証等の顔写真なしのものは2点）の写し
- (5) 申請者及び申請者の属する世帯について市税の滞納がないことの証明
- (6) ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2）
- (7) ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）承諾書（様式第2号）（補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のときに限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 前条の通知書により交付の決定があった者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた日以後に補助事業の内容を変更しようとするとき、又は、補助事業を中止しようとするときは、当該変更又は中止に係る根拠となる書類を添付のうえ、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金（変更・中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該変更等を適当と認めるときは、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金（変更・中止）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了日から20日以内又は交付の申請を行った年度の2月末日のいずれか早い日までに、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 車載型蓄電池及び普通充放電設備を設置する場合、太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類
- (6) 本市に居住していることがわかる書類（住民票の写し等）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査を行い、適当と認めるときは、補助金

の交付額を確定し、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付請求書（様式第8号）（補助金の振込先の口座情報が分かる書類の写しを添付すること）による交付決定者からの請求により、補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第12条 交付決定者は、次の表に定める耐用年数の期間内に、補助対象設備を補助金交付の目的に反して担保に供し、使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（家庭用）（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

| 補助対象設備 | 耐用年数 |
|----------------|---------|
| 太陽光発電設備 | 17年 |
| 車載型蓄電池（電気自動車等） | 普通自動車4年 |
| | 軽自動車3年 |
| 普通充放電設備 | 5年 |

- 市長は、前項の申請を受けた場合には、その内容を審査し、当該処分を承認することが適当と認めるときは、交付決定者に対し、財産処分等承認通知書（家庭用）（様式第10号）により、その結果を通知するものとする。
- 市長は、第1項に規定する補助対象設備の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（書類の保管等）

第13条 交付決定者のうち、第4条に定める太陽光発電設備を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、当該太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）が分かる書類を保管しなければならない。

- 交付決定者のうち、第4条に定める車載型蓄電池及び普通充放電設備を導入した者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、車載型蓄電池及び普通充放電設備の仕様が分かる書類を保管しなければならない。
- 市長は、必要に応じて、前項に定める書類に関する報告を求めることができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。